

1. 申請手続きについて

※提出書類について不明な点があれば事前にお問合せください。

(1) 提出書類

① 滋賀県立看護師等養成所授業料資金貸与申請書（兼）口座振替依頼書

- ・ P5 の記入例および P8 の記入要領を確認のうえ記入すること。

② 連帯保証人の印鑑登録証明書

- ・ 発行後 3 か月以内のものに限る。

③ 世帯全員の住民票 ※不備がある場合は再取得となりますので御注意ください。

- ・ 住民票記載事項証明書は不可。
- ・ 本人および④の家計支持者が記載された証明書を全て提出すること。
- ・ 「世帯主」と「続柄」の記載が必要。「本籍」は不要。

④ 家計支持者の令和 3 年 1 月～12 月分の所得にかかる課税（非課税）証明書

- ・ 所得金額、課税額および控除の内訳が記載された証明書であること。

※右ページを参照し、誰の証明書が必要か確認すること。

⑤ （新規申請者のみ）振込先口座に指定する通帳見開きページの写し

- ・ 支店名、預金種目、口座名義、口座番号等が確認できるものを添付すること。

※①～⑤のほか、必要に応じて追加で書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出先および提出期日

- ・ 在学する養成施設が指定する期日までに各養成施設あて提出してください。

(3) 注意事項

- ・ 以下の場合は授業料資金の貸与ができません。
 - (1) 卒業後に県内医療機関等において業務に従事する意思がない場合
 - (2) 申請書の記載事項に不備がある場合、または提出書類の不足がある場合
 - (3) 過去に「滋賀県看護職員修学資金」「看護師等養成所授業料資金」の貸与を受けた者について、資金の返還で滞納があった場合や、必要書類が未提出であった場合

課税（非課税）証明書について

以下のいずれに当てはまるか確認し、必要な証明書を取得すること。

ア. 父母がいる場合

→父母（2名分）の証明書（就業していない場合でも証明書が必要）

- ・入学年度の4月1日現在で学生本人が20歳未満の場合で、実家を離れて一人暮らし等をしている場合も**父母（2名分）の証明書**が必要。
- ・父または母が単身赴任等により学生本人と別居している場合も**父母（2名分）の証明書**が必要。
- ・父母が離婚調停中の場合も**父母（2名分）の証明書**が必要。

イ. ひとり親の場合（両親が離婚している場合を含む）

→家計を支えている父または母（1名分）の証明書

- ・ただし、父または母に内縁関係（事実婚）にある者がいる場合は、**父または母とその内縁関係（事実婚）にある者（2名分）の証明書**が必要。

ウ. 父母が両方ともいない場合

→父母に代わって家計を支えている人（2名いれば2名分）の証明書

特に、次のAまたはBに当てはまる者は、以下の書類の提出が必要です。

A 配偶者がいる場合（内縁関係（事実婚）を含む）

→学生本人と配偶者（2名分）の証明書

- ・ただし、学生本人が他の者から学費や生活費等の援助を受けている場合、**その学費や生活費等の援助をしている者の証明書**も必要

B 入学年度の4月1日現在で学生本人が20歳以上で、住民票上、学生本人が世帯主かつ配偶者がいない場合→学生本人と学費や生活費等の援助をしている者（2名いれば2名分）の証明書